

相次ぐ米軍機の落下物事故に関する意見書

去る2月25日午後1時10分ごろ、普天間飛行場所属の米軍CH53E大型輸送ヘリコプターが、トリイ通信施設から射撃訓練場に鉄製の構造物を輸送中、トリイ通信施設の西側1.3キロメートルの海上に落下させる事故が発生した。2月12日には、米海兵隊岩国基地配備のFA18戦闘攻撃機が訓練中に嘉手納基地付近の海上に給油口パネルを落下させる事故が発生したばかりである。

国土面積の0.6%にすぎない沖縄では、米軍専用施設の約7割が集中し、激しい訓練が繰り返され、米軍機からの落下物事故が相次ぐ異常な状況となっている。

米軍機は日常的に県民の上空を飛行する場合もあり、万が一の場合、人命にかかわる大惨事に繋がる危険性があるだけに、市民と県民に与えた不安と恐怖は計り知れないものがある。

本市議会は、米軍機の事故のたびに嚴重に抗議し、米軍や日米両政府に、実効性ある抜本的な再発防止策等を求めてきたところである。それにもかかわらず、事件・事故を繰り返す現状は、あまりにも異常であり、断じて許されるものではない。

米軍及び日米両政府は、事故が相次いでいる現状を危機感をもって受けとめ、重大事故につながる前に実効性ある抜本的な再発防止策を早急に講ずる責任がある。

よって、本市議会は、市民と県民の生命と財産を守る立場から、相次ぐ米軍機の落下物事故に対し、激しい怒りをこめて嚴重に抗議するとともに、関係機関へ下記事項を強く要求する。

記

- 1 事故等の発生時に、県民への迅速で正確な通報と情報公開を徹底すること。
- 2 事故の原因究明と安全対策、再発防止策が確立するまで、同型機の飛行訓練を停止すること。
- 3 ヘリコプターによる重量物のつり下げ輸送や訓練を行わないこと。
- 4 学校・保育園・病院・住宅などを含めた人口密集地域上空での飛行訓練を中止し、実効性ある抜本的な再発防止策を直ちに講ずること。
- 5 過重な米軍基地負担の解消に向け、在沖米軍基地の整理・縮小を推進すること。
- 6 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年(2020年)3月18日

那覇市議会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長